

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年8月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100353 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200020 号

第 1 結論

請求者のA公社における共済組合員としての取得年月日を昭和 60 年 4 月 1 日、喪失年月日を昭和 61 年 1 月 1 日に訂正し、昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 16 万 6,162 円とすることが必要である。

昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 61 年 1 月 1 日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 61 年 1 月 1 日まで

昭和 60 年 4 月 1 日にA公社の職員として採用され、同年 12 月 31 日までの期間において勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した任命に係る辞令及び通算退職年金に関する通知書から、請求者は、A公社の職員として昭和 60 年 4 月 1 日付けで就職し、同年 12 月 31 日付けで退職していることが確認できる。

また、B共済組合（請求期間当時は、C共済組合）は、請求者が提出した資料から、請求者はA公社の職員であって、当組合の組合員であったと推測される旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間において、請求者は、C共済組合の組合員であったことが認められる。

したがって、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、平成 9 年 4 月 1 日以降、C共済組合員であった期間は厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる取扱いとなったことから、請求者の同共済組合員としての資格取得年月日に係る記録を昭和 60 年 4 月 1 日、資格喪失年月日に係る記録を昭和 61 年 1 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和 61 年 3 月以前の標準報酬月額は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により計算することとされており、請求者が提出した資料及び日本年金機構の回答から、請求者の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、16 万 6,162 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100400 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200021 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 12 月から平成 19 年 7 月まで	32 万円	47 万円	—
平成 19 年 8 月から同年 12 月まで	38 万円	47 万円	—
平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月まで	38 万円	41 万円	47 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日まで

A 社に係る請求期間の標準報酬月額よりも多くの給与が支給され、厚生年金保険料も多く控除されていたので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) については、A 社が提出した賃金台帳によると、厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、第二欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが

確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 12 月から平成 19 年 7 月まで	32 万円	47 万円	—
平成 19 年 8 月から同年 12 月まで	38 万円	47 万円	—
平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月まで	38 万円	41 万円	47 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの期間について、請求者の本請求内容どおりの標準報酬月額に係る届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの期間については、A 社が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 11 年 11 月から平成 18 年 11 月までの期間については、請求者の住所地である B 町が提出した請求者に係る平成 14 年度（平成 13 年分所得）から平成 19 年度（平成 18 年分所得）までの「所得・課税状況等調査回答書」により、平成 13 年から平成 18 年までの各年の給与収入額及び社会保険料控除額を確認できるものの、A 社は、平成 18 年以前の賃金台帳を保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持しておらず、当該「所得・課税状況等調査回答書」並びに請求者が提出した給与振込先とする C 銀行の預金口座の通帳の写し及び同銀行が提出した預金取引明細照会（流動性）からは、平成 11 年 11 月から平成 18 年 11 月までの期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成 11 年 11 月から平成 18 年 11 月までの期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 11 年 11 月から平成 18 年 11 月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間のうち、平成 21 年 9 月から平成 22 年 3 月までの期間については、A 社が提出した賃金台帳により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

また、当該期間については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、既に厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録されているオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、同法第 75 条本文の規定による記録の訂正を行う必要はない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200009 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200022 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 15 年 2 月から同年 4 月まで及び平成 15 年 10 月から平成 17 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 2 月から同年 4 月まで及び平成 15 年 10 月から平成 17 年 4 月までの標準報酬月額については、32 万円を 47 万円に訂正する。

平成 15 年 2 月から同年 4 月まで及び平成 15 年 10 月から平成 17 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 2 月から同年 4 月まで及び平成 15 年 10 月から平成 17 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 11 月 27 日から平成 15 年 5 月 1 日まで
② 平成 15 年 10 月 1 日から平成 18 年 12 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間に係る標準報酬月額について、給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と、年金記録の標準報酬月額が相違していたので、前回、給与明細書を基に私の年金記録の一部が訂正となった。今回、新たに請求期間の一部に係る給与明細書が出てきたので、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 15 年 2 月から同年 4 月まで及び平成 15 年 10 月から平成 17 年 4 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及び A 社からの給与の振込先とする B 銀行の預金通帳の写しにより確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（32 万円）を上回っていることが確認できる。一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 15 年 2 月から同年 4 月まで及び平成 15 年 10 月から平成 17 年 4 月までの

標準報酬月額については、前述の給与明細書及び預金通帳の写しにより確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年2月から同年4月まで及び平成15年10月から平成17年4月までの期間について、請求者の本請求内容どおりの標準報酬月額に係る届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年2月から同年4月まで及び平成15年10月から平成17年4月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成12年11月から平成15年1月までの期間及び平成17年5月から平成18年11月までの期間（以下「当該期間」という。）については、A社は、平成18年以前の賃金台帳を保管していない旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、前述の預金通帳の写しからは、当該期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200022 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200024 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 12 月 20 日の標準賞与額を 31 万 2,000 円から 37 万円に訂正することが必要である。

令和元年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（31 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 12 月 20 日

請求期間に支給された賞与について、届出金額が誤っていたため、事業主が訂正届を提出したが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であったため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。支給された賞与からは正しい賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求期間の賞与に係る明細書及びオンライン記録により、請求者は、令和元年 12 月 20 日に同社から 37 万円（標準賞与額 37 万円）の賞与の支払を受け、当該標準賞与額を上回る標準賞与額（38 万円）に基づく厚生年金保険料（3 万 4,770 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額から、37 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、標準賞与額を 31 万 2,000 円として請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出した後、標準賞与額を 37 万円とする同届（訂正届）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、訂正後の厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料（訂正前の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200015 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200023 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月
② 平成 19 年 7 月
③ 平成 19 年 12 月
④ 平成 20 年 7 月
⑤ 平成 20 年 12 月
⑥ 平成 21 年 7 月
⑦ 平成 21 年 12 月
⑧ 平成 22 年 7 月
⑨ 平成 22 年 12 月
⑩ 平成 23 年 7 月
⑪ 平成 23 年 12 月
⑫ 平成 24 年 7 月
⑬ 平成 24 年 12 月
⑭ 平成 25 年 7 月
⑮ 平成 25 年 12 月
⑯ 平成 28 年 7 月
⑰ 平成 29 年 7 月

勤務していた A 社から請求期間に係る賞与は、例年 7 月と 12 月の年 2 回支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。年金記録を確認したところ、請求期間に係る賞与の記録がない。賞与明細書は所持していないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社からは請求者の賞与の支給に関する届出及び厚生年金保険料の控除についての回答は得られず、請求者は、請求期間の賞与明細書は所持していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求者の請求期間当時の住所地である B 市は、平成 26 年度分（平成 25 年所得分）以前に係る課税資料については保存年限満了のため、資料及びデータの保存はない旨回答してい

る上、同市が提出した平成 29 年度分（平成 28 年所得分）及び平成 30 年度分（平成 29 年所得分）の「市民税・県民税課税資料について（回答）」により、請求期間⑩及び⑪を含む平成 28 年及び平成 29 年の年間の給与収入額及び社会保険料控除額は確認できるものの、請求期間⑩及び⑪に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。